特定供給の許可について

関東経済産業局から、富士フィルム株式会社による東京都新宿区における特定供給の許可申請に関する、電気事業法第66条の10の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、電気事業法第27条の31第3項に定められた特定供給の許可要件、及び「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」(20160325資第8号)における特定供給の許可に係る審査基準に照らし、当委員会として検討を行った結果、当該特定供給の許可申請について、許可をすべきと考えられるため、別紙の通り関東経済産業局長に意見を回答いたしました。

官 印 省 略 20160330 関東第 56 号 平成 2 8 年 4 月 7 日

関東経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

特定供給許可に係る意見(回答)

平成28年3月29日付け20160323関東第32号をもって、貴職から当委員会に意見を求められた特定供給許可については、許可することに異存はありません。